

第 1 1 号議案

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部改正について

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

子ども医療費の助成対象を拡大するため提案する。

蒲郡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

蒲郡市子ども医療費助成条例（平成14年蒲郡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に、「又は」を「若しくは」に改め、「できるもの」の次に「又は15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「高校生等」という。）であって、蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）の規定による医療費の助成を受けることができるもの」を加える。

第3条に次の1項を加える。

2 子どもに国民健康保険法又は社会保険各法の規定による保険料を納付する義務がある場合その他市長が特に必要があると認める場合は、当該子どもを受給資格者とすることができる。

第4条第1項中「規定による医療に関する給付」の次に「（高校生等にあっては、入院に係る給付に限る。）」を加え、「当該子どもの保護者である」を削る。

第5条中「受給資格者」の次に「（高校生等に係る医療費の助成を受けようとする受給資格者を除く。）」を加える。

第6条中「医療費」の次に「（高校生等に係る医療費を除く。）」を加える。

第7条第1項中「で子ども」の次に「（高校生等を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。